

多可町都市計画 マスタープラン

概要版



令和4年3月
多可町

序章 都市計画マスタープランとは

- 策定の背景
 - ・総合計画の定める将来像の実現
 - ・人口減少と厳しい財政状況における地域の持続
 - ・多可町らしさを活かした魅力あるまちづくり

持続可能な都市構造への見直し、総合的な空間計画の策定

■ 計画期間 : 令和4(2022)年度から13(2031)年度

■ 計画範囲 : 全町

第1章 多可町のまちづくりの現状と課題

1. 上位計画における方向付け

- (1) 第2次多可町総合計画
 - ・まちづくりの基本理念「天たかく元気ひろがる美しいまち多可～人がたからのまち きらり輝くまち～」
- (2) 第2期多可町総合戦略
 - ・基本目標「だれもが自分に合ったスタイルを選べるまち たくさんの魅力が光る、みんなから選ばれるまちー選べるまち・選ばれるまち 多可町をめざす」
- (3) 東播磨地域都市計画区域マスタープラン
 - ・目指すべき都市構造(市街地以外のエリア)
 - ① 地域主導による集落活力を維持する計画的なまちづくり
 - ② コミュニティバス等を活用した都市機能集積地区と集落間との連携

2. 社会潮流

- (1) 社会潮流
 - ①人口減少・高齢化時代への対応
 - ②子育て・介護ニーズの増加への対応
 - ③インフラ・公共施設の老朽化や維持管理費の増大への対応
 - ④防災リスクが高まるおそれ
 - ⑤持続可能な社会への対応
 - ⑥新技術の活用(Society5.0)
- (2) 都市計画の潮流
 - ①コンパクトなまちづくりの促進
 - ②「小さな拠点」の形成

3. 多可町の現状、動向

- ①人口
 - ・人口は19,261人(R2国勢調査)、高齢化率は約38%。(R2国勢調査)
 - ・社会減が進展。近隣市や神戸・大阪へ転出。
- ②産業
 - ・2次産業の比率が高いが3次産業化が進行。播州織関連が主要産業。
 - ・商業は横ばい、購買力は流出傾向。観光客は年間約104万人。(R1兵庫県観光客動態調査)
- ③土地利用
 - ・町域の8割が森林。平地の大半は農業振興地域に指定。
 - ・旧町中心部の市街地は、様々な用途が混在する。空き家率約17%(H30住宅土地統計調査)で増加傾向。
- ④公共交通
 - ・路線バスとコミュニティバスが地域内移動を支える。

4. 住民意向(アンケート調査)

- ・日常の買い物、保健福祉、災害対応など、生活の安定・安心施策について、将来の不安から、優先的な取組を求めている。
- ・交通手段の不安、住民・子どもの減少などが住環境の課題。
- ・約9割が今後も居住することを希望も、自動車がないと生活できない点を不安視。

5. 企業ニーズ(アンケート調査)

- ・今後の事業展開は、現状維持(約4割)、拡大・多角化(約3割)、廃業・縮小(約2割)。
- ・土地調達、周辺調和、従業員の住環境、交通利便性のニーズが大きい。

6. 多可町のまちづくりの課題

- ① まち・むらでの暮らし、住環境を持続的なものにするにはどうしていくか
- ② 自然災害への対応も含め、基盤となる自然環境や土地利用をどう維持していくか
- ③ 将来の見通しに即して、公共施設・インフラはどうしていくか
- ④ 地域活力を生み出す企業誘致や産業振興に向けて、計画的・戦略的な土地利用をどうしていくか
- ⑤ 住民主体のまちづくり・むらづくりを支える仕組みはどうしていくか

第2章 全体構想

■ 基本的な方針

第2次多可町総合計画の理念

「天たかく元気ひろがる美しいまち多可～人がたからのまち きらり輝くまち～」

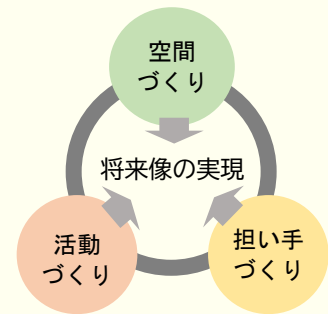
将来像（都市像）

子育て世代に選ばれ全ての世代が豊かに働き暮らせる
文化的で自然あふれるまち

■ まちづくりの基本的な方向性

将来像（都市像）を実現するにあたって、「空間づくり」・「活動づくり」・「担い手づくり」の3つの視点から実現していきます。

いずれか1つではなく、この3つの視点すべてからバランスよくまちづくりを進めることで、将来像の実現につながります。



空間づくり

※主として都市整備による取組

取組の方向

- ①市街地や集落のまとまり・連続性や周辺の農地との調和を重視し、計画的で秩序ある土地利用、戦略的な土地利用の推進
- ②各拠点の性格により、都市機能と生活機能の分担配置を行いながら、広域連携も考慮して足りないサービスを補完
- ③本町の各地域、本町と隣接市町をつなぐ公共交通軸と多様な端末交通による移動サービスの確保
- ④ストックマネジメントの観点によるインフラの維持
- ⑤自然災害に対応し被害をおさえる防災・減災による安全・安心の環境整備
- ⑥子育て層や新規居住者の移住・定住に向けた環境整備
- ⑦観光振興の拡大に向けた景観資源、観光拠点を活用した空間整備や景観形成

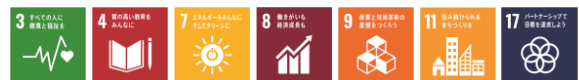


活動づくり

※関連分野との連携による取組

取組の方向

- ①本町の伝統的な産業の継承や新たな産業の誘致など商工業の振興と働く場づくり
- ②安全・安心な暮らしを営むことができる環境とコミュニティづくり
- ③安心して子育てできる環境の充実
- ④高齢社会に対応した福祉や生涯学習の環境づくり



担い手づくり

※総合計画との連携

取組の方向

- ①住民自らが地域のまちづくりを考える取組の推進
- ②住民、事業者、行政がそれぞれの役割を発揮し、連携しながらより効果的な取組の推進
- ③様々な場面において住民、事業者、各種団体の参画と協働によるまちづくりの推進



■ 将来都市構造

都市構造とは、自然環境や土地利用、これまで積み重ねてきた社会資本等を基盤として、主要な都市機能の配置など都市の骨格的な構造を示すものです。

拠点	都市拠点…都市活動の中心地 ●多様な機能の集積を図るとともに、計画的な誘導により無秩序な市街地の拡散を防止
	生活拠点…日常生活の拠点 ●暮らしを支える生活機能を維持
	観光交流拠点…観光交流活動の拠点 ●多様な観光交流を生み出す場として機能強化
軸	産業拠点…産業の集積地 ●計画的な産業拠点としての土地利用の促進や操業環境保全
	広域連携軸…ネットワークの中心となる軸 ●公共交通や自動車通行の基幹軸として強化、ネットワーク機能を維持向上
	地域連携軸…地域の移動の軸 ●公共交通環境や自動車の通行環境を維持し、拠点相互の連携を強化

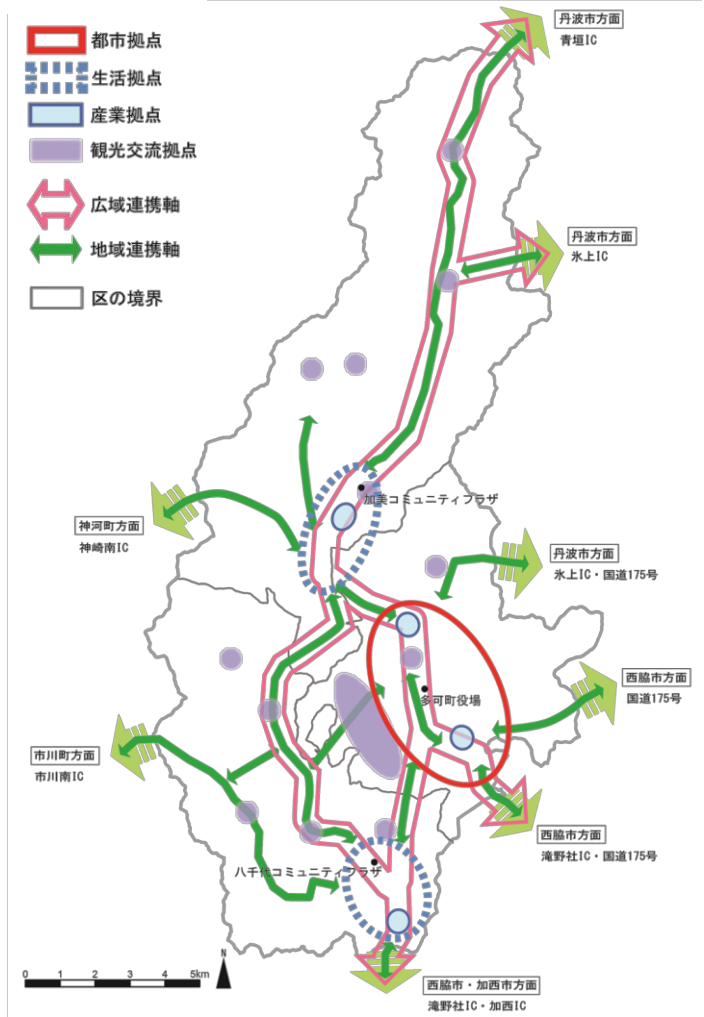
■ まちづくりの方針

将来像の実現に向けて、各分野の推進にかかる方針を示します。

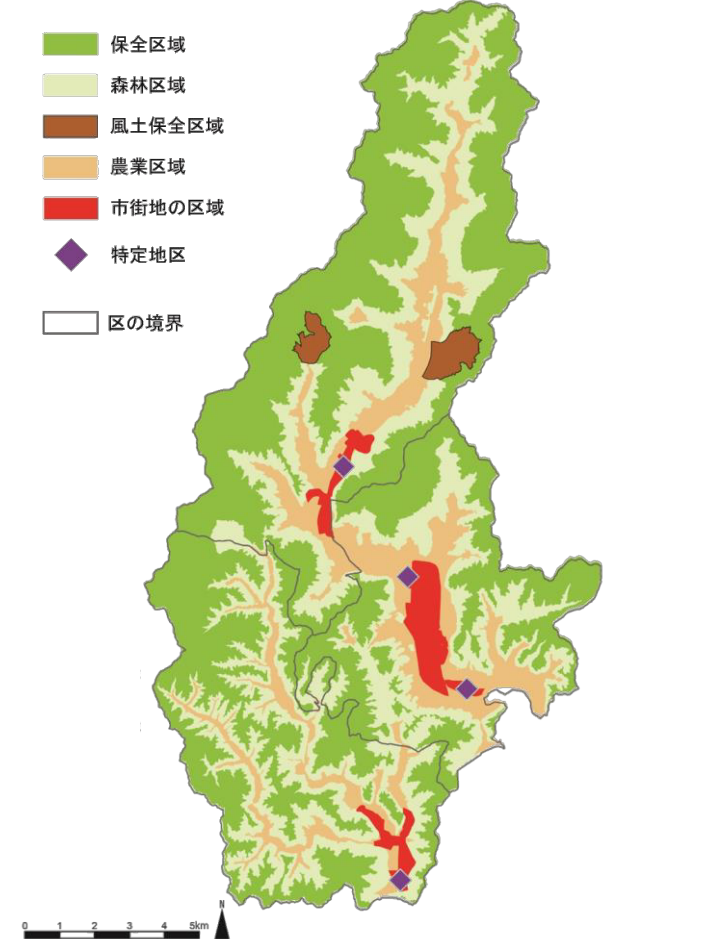
土地利用及び市街地整備の方針	
基本的な考え方	① 都市拠点の都市機能の充実と、計画的な土地利用を推進します。
	② 生活拠点の生活利便機能の充実と、集落での暮らしの持続性を確保します。
	③ 安全・安心・快適な住環境、定住環境を形成します。
	④ 産業振興や観光・交流促進など、地域活性化に対応した土地利用を推進します。
	⑤ 無秩序な開発を防止し、自然環境や農林地と調和した秩序ある土地利用を推進します。

- 保全区域…良好な自然環境の保全、生態系等の保全、土地の形質の保全
- 森林区域…良好な自然環境の保全・自然環境を活かした活用
- 風土保全区域…地域の風土を象徴する環境の保全
- 農業区域…農村環境の保全・田園環境を活かした活用
- 市街地の区域…都市拠点あるいは生活拠点の中で、今後計画的に市街地としての土地利用を誘導
- ◆ 特定地区…地域活力を生み出す産業振興に向けた企業や商業施設の誘致など計画的な土地利用

【都市構造図】



【土地利用方針図】



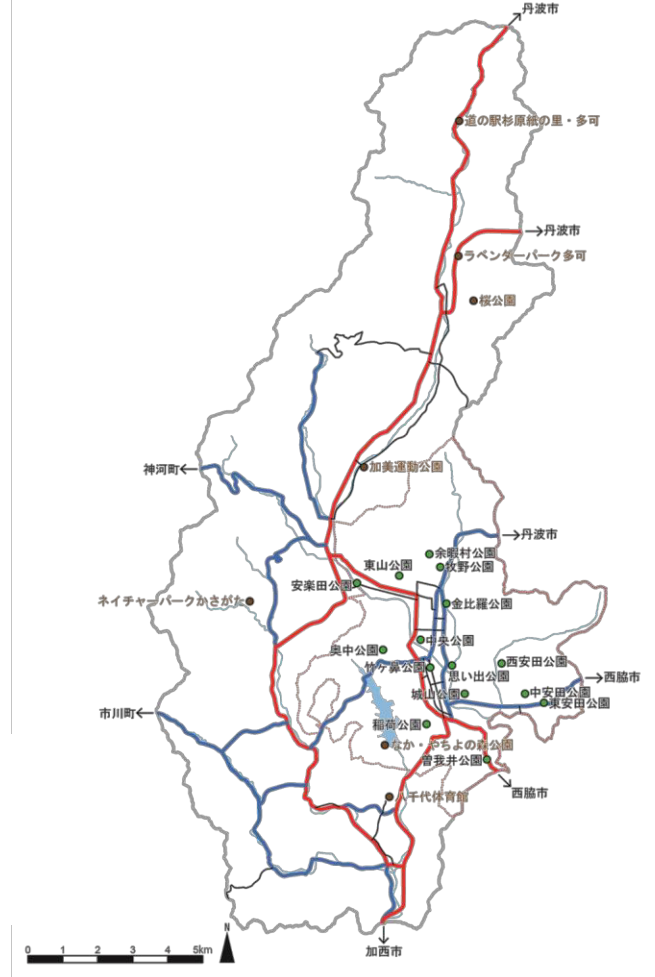
都市基盤施設及び交通の整備の方針

基本的な考え方

- ① 今後の投資余力の減少を見据え、既存の都市基盤施設等について適切な維持管理及び計画的な長寿化など施設のマネジメントに取り組むことを基本とします。
- ② 行政が主体的役割を果たしつつ、官民連携による整備、維持管理、運用等の手法も含め、効率的・効果的な整備と運用を図ります。
- ③ 施設ごとの中長期的な事業計画を作成し、計画的な整備等に取り組むなど、適切な公共投資を図ります。

- 広域の幹線道路
- 地域の幹線道路
- 主要道路
- 都市計画公園
- 公園的施設
- - - 都市計画区域界
- 湖沼
- 河川

【都市基盤施設及び交通の整備方針図】



【安全・安心まちづくりの方針図】

安全・安心まちづくりの方針

基本的な考え方

- ① 自然災害の激甚化傾向を踏まえ、「多可町地域防災計画・水防計画」に基づく体系的・総合的な防災・減災対策を図ります。
- ② ハード・ソフトの両面にわたる総合的な取組による、防災・減災のまちづくりを推進します。

- 緊急輸送道路
 - 県指定
 - 町指定
- 施設
 - ▲ 消防署
 - 町役場・地域局
 - 指定避難所
 - 地域防災拠点
 - コミュニティ防災拠点
 - 安全性を高める市街地
 - - - 都市計画区域界
 - 主要道路
 - 湖沼
 - 河川

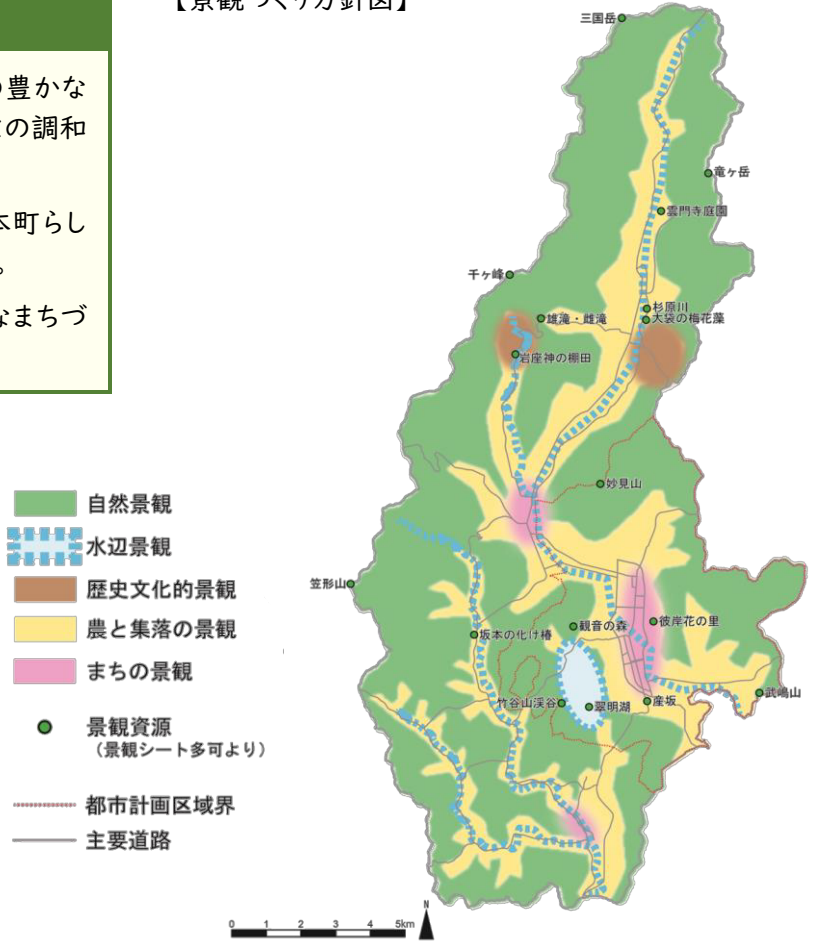


景観づくりの方針

基本的な考え方

- ① 本町の基盤となる森林や田園、河川等の豊かな自然景観を保全するとともに、自然景観との調和に配慮した景観形成を基本とします。
- ② 豊かさを感じられる暮らしを育むため、本町らしい魅力的な景観の継承と創造を図ります。
- ③ 地域ごとの景観資源を活かした個性的なまちづくりを推進します。

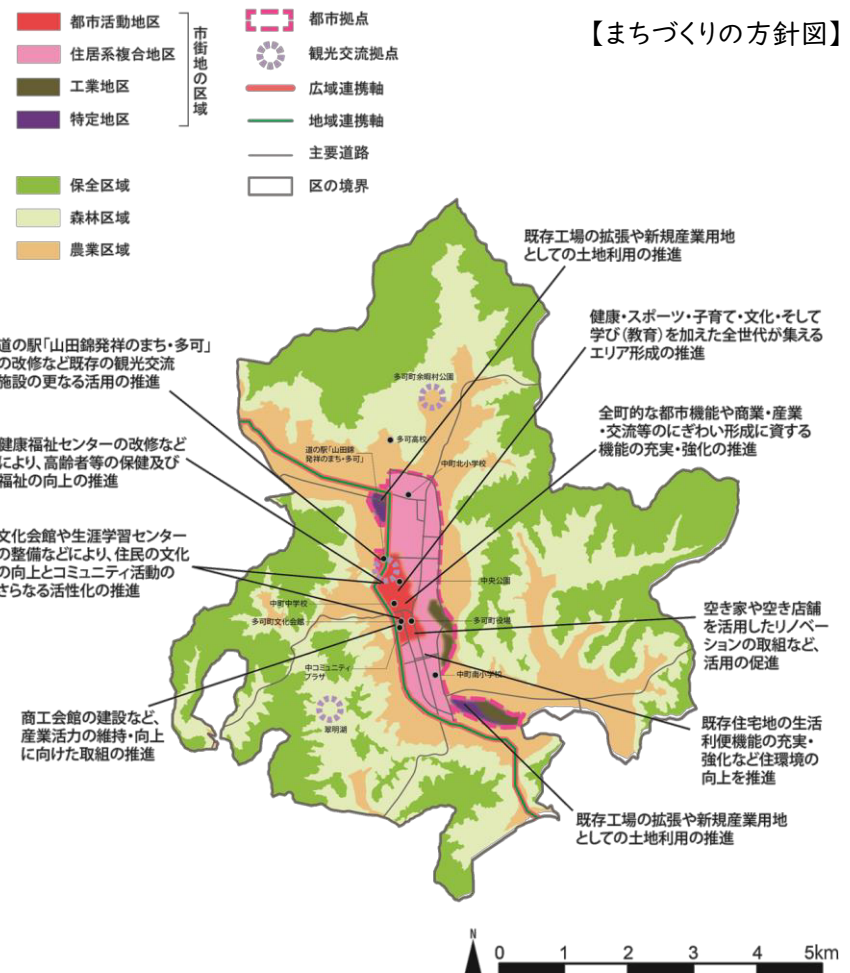
【景観づくり方針図】



第3章 地域別構想

地域別構想とは、全体構想に基づき、地域の特徴や資源を活かした個性豊かで魅力的なまちづくりを進めていくため、それぞれの地域のまちづくりの目標や方向性を具体的に示すものです。

【まちづくりの方針図】



中区

まちづくりの将来像

経済的文化的活力ある、町のにぎわいを育むまち

まちづくりの方針

- 多様な都市的活動があり、にぎわい形成に取り組めます
- 快適で安心安全な住環境づくりに取り組めます
- 都市機能の充実を進めるとともに、周辺環境と調和した土地利用の形成に取り組めます

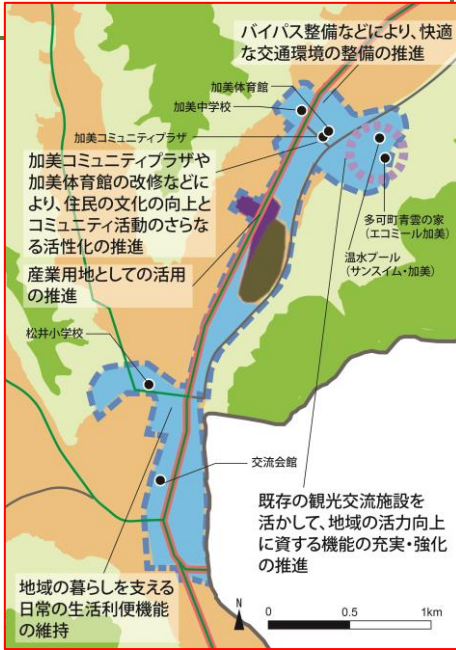
加美区

まちづくりの将来像

豊かな自然環境を活かして
愛着や安心を育むまち

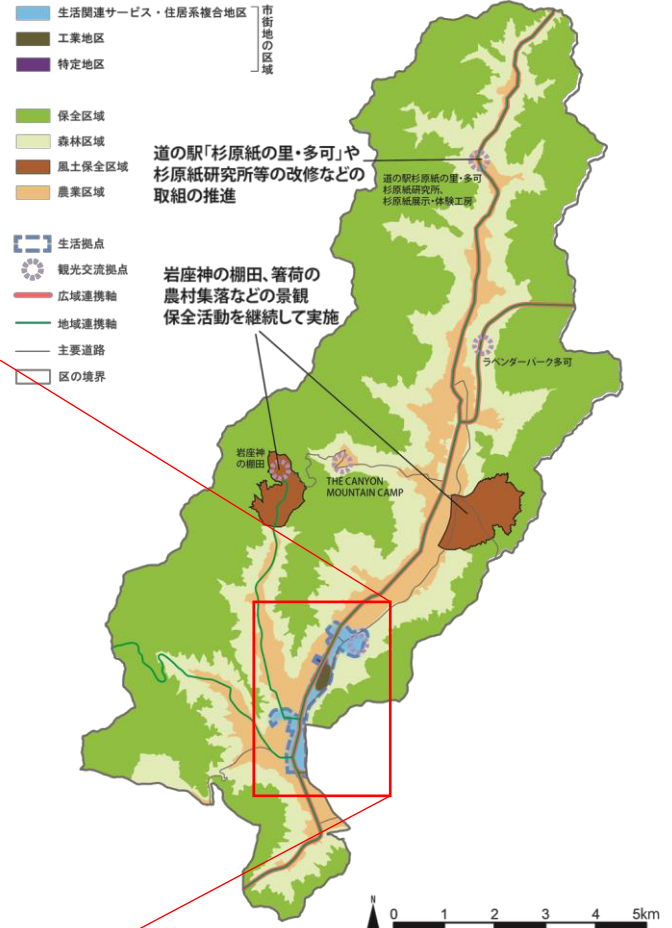
まちづくりの方針

- 安心して暮らし続けることのできる住環境づくりに取り組みます
- 体験・交流からここにしかない魅力を磨きます
- 農林業環境を保全するとともに、観光交流機能の強化に取り組みます

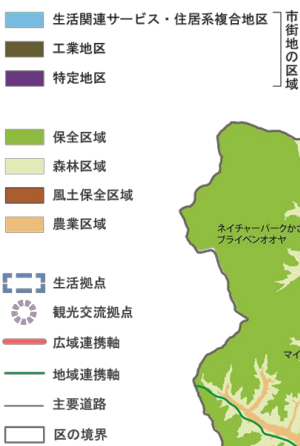


生活拠点拡大

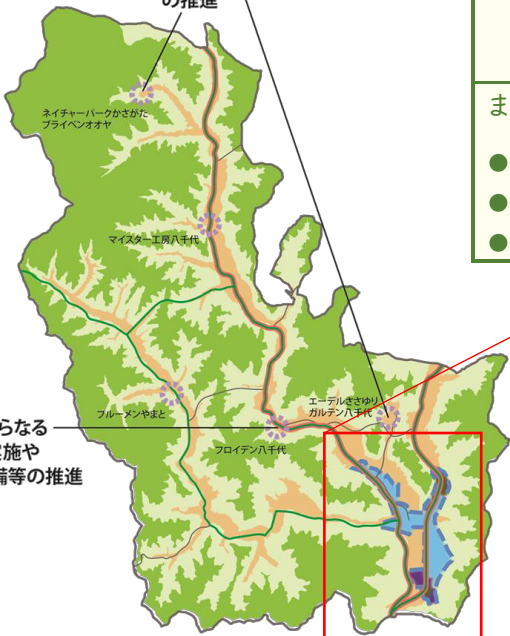
【まちづくりの方針図】



【まちづくりの方針図】



ネイチャーパークかさがた、エーデルささゆり、エアレーベン八千代の既存の観光交流施設の改修などを実施し、さらなる活用の推進



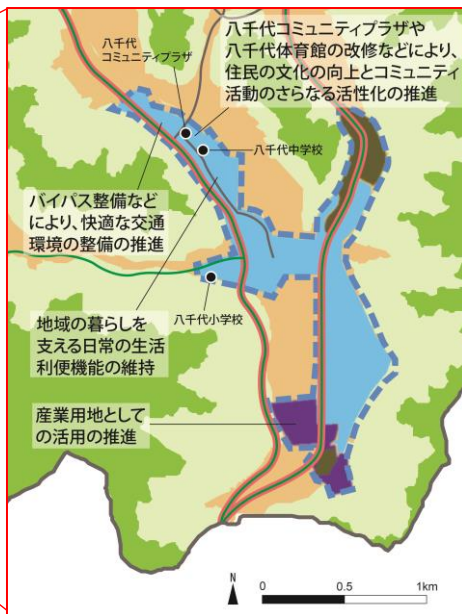
八千代区

まちづくりの将来像

都市農村交流をさらに広げ
多様な暮らしの魅力あるまち

まちづくりの方針

- 多様な居住魅力のある住環境の創出に取り組みます
- 地域の生業の持続・発展に取り組みます
- 日常の生活利便機能の維持と産業機能の強化に取り組みます



生活拠点拡大

第4章 まちづくりの推進方策

住民・事業者・町それぞれがまちづくりの主体であることを認識し、適切な役割分担のもと連携することで、効果的にまちづくりを推進していくことをめざします。

具体的な都市計画やまちづくりの施策・事業等を計画(Plan)し、効果的に実施(Do)し、その実施状況や結果を確認・検証(Check)した上で、次の計画に反映し改善する(Action)、「PDCA サイクル」の考え方に即した進捗管理を、概ね5年ごとに行います。

PDCA サイクルによる管理

